

議案第 1 0 0 号

さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 6 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第 5 条第 1 8 項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） <u>第 6 条の 2 の 2 第 6 項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。	(設置) 第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第 5 条第 1 8 項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） <u>第 6 条の 2 の 2 第 7 項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市みずき園条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第3条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。